

被扶養者に関する手続き

組合員は、被扶養者の認定・取消に際し、次の（ア）から（ウ）に該当する場合は、遅延なく被扶養者申告書及びその他必要書類を整え、所属所長を経て共済組合に提出してください。

- （ア）新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合（新規採用者、他共済からの転入者等）
- （イ）組合員に新たな被扶養者の要件を備える者が生じた場合
- （ウ）被扶養者がその要件を欠いた場合

1 被扶養者の認定

被扶養者の認定は、要件を備える事実が生じた日から、30 日以内（初日不算入）に所属所へ届出をすることにより、事実が生じた日から認定することができます。

しかし、30 日以内（初日不算入）に届出をしなかった場合は、所属所がその届出を受けた日（被扶養者申告書の所属所の文書受付印の日付）からの認定となります。

また、被扶養者に係る給付も認定日以降に発生した分からとなります。

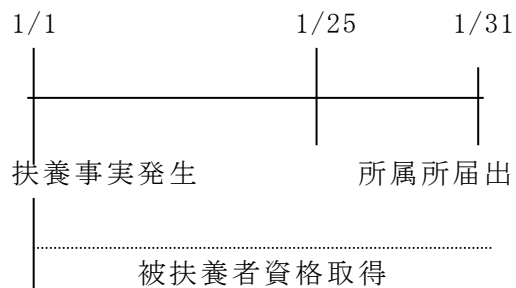
【認定日一覧】

認 定 事 由	続柄	要件を備えた日	認 定 日
出生	子	出生の日	出生の日
扶養替	—	扶養替えの日	扶養替えの日
結婚	配偶者	結婚の日	結婚の日
退職	—	退職日	退職の翌日
雇用保険満了	—	雇用保険受給期間満了日	雇用保険受給期間満了日の翌日
前の扶養者の死亡	子供等	前の扶養者の死亡日	前の扶養者の死亡日の翌日
前の扶養者との離婚	—	離婚届出の日	離婚届出の日
組合員の資格取得	—	資格取得の日	資格取得の日
組合員の他共済からの転入	—	転入の日	転入の日

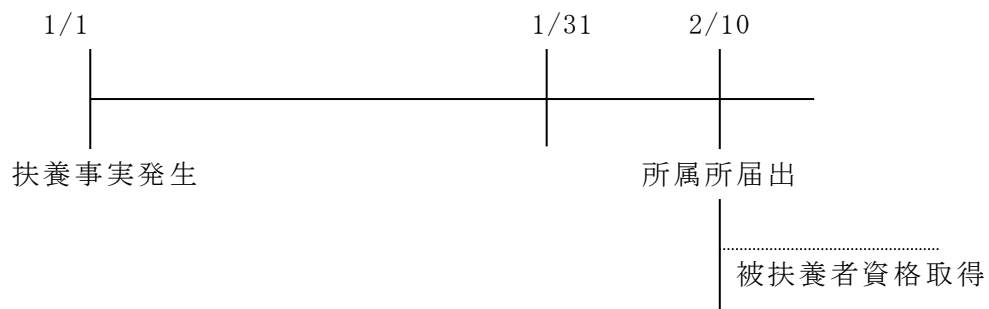
※ 要件を備えた日から 30 日を経過して届出された場合は、届出日に係わらず所属所が受理した日が認定日となります。

事 例

ア 30 日以内に届出＝事実発生日（1 月 1 日）から認定



イ 30 日を越えて届出＝届出日（2 月 10 日）からの認定



※ 認定に当たっては、「資格編 被扶養者について」の要件を満たしている者である必要があります。

2 一般認定者（扶養手当の支給を受けている者）の提出書類

（１）被扶養者申告書【認定用】（給付様式第 2-1-1 号）

給与事務担当者の扶養手当支給証明印が必要です。

（２）添付書類（提出書類一覧【認定用】 参照）

（注１）配偶者を被扶養者に認定した場合

国民年金第 3 号被保険者関係届の提出が必要です。

（注２）後期高齢者医療の被保険者（65 歳以上 75 歳未満）だった者が、障害認定を撤回したことにより後期高齢者医療の被保険者でなくなった場合

資格喪失証明書等、資格を喪失した日がわかるものを添付してください。（後期高齢者医療制度については、短期給付編参照）

3 特別認定者（扶養手当の支給を受けていない者）の提出書類

（１）被扶養者申告書【認定用】（給付様式第 2-1-1 号）

（２）添付書類（提出書類一覧【認定用】 参照）

（注１）組合員との続柄を明らかにする書類

ア 世帯全員の住民票記載事項証明書等

イ アによって証明できない場合には、その他の証明書

（戸籍（全部事項証明）等）

（注２）収入についての証明書

ア 収入がない場合・・・市区町村長発行の課税・非課税証明書

（給与収入及び公的年金収入等が記載されているもの）

イ 収入がある場合・・・市区町村長発行の課税・非課税証明書

（給与収入及び公的年金収入等が記載されているもの）

及び次の該当するもの

・就労している場合＝給与等支払証明書（※）又は給与明細書〔写し〕

・雇用保険を受給していた場合＝雇用保険受給資格者証

〔第 1 面、第 3 面、第 4 面の写し〕

・年金等の受給資格者＝最新の年金額改定通知書等〔写し〕

・事業収入がある場合＝確定申告書（第一表）及び収支内訳書等

〔写し〕

・株の取引収入がある場合＝確定申告書（第三表）及び先物取引に

係る雑所得等の金額の計算明細書〔写し〕

・その他＝支部で必要とされた書類

（※）給与等支払証明書（給付様式第 2-6 号）は、共済組合指定の様式

（注３）組合員以外にその者（被扶養者）に扶養義務者がいる場合

扶養義務者全員の扶養協議書（給付様式第 2-7 号）

原則として、収入が多い扶養義務者が主たる扶養義務者と判断します。

※ 証明書は、3 か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 特別認定者は、毎年、検認事務（認定要件確認）を行います。

特別認定者の書類提出例（扶養手当の支給がされない者）

事例 1 同居している子供（扶養手当が支給されない者）が離職して無収入になった場合

- 1 被扶養者申告書【認定用】（給付様式第 2-1-1 号）
- 2 扶養理由申立書（給付様式第 2-4 号）
- 3 組合員との続柄を明らかにする書類（世帯全員の住民票記載事項証明書等）
- 4 市区町村長発行の課税・非課税証明書
（給与収入及び公的年金収入等が記載されているもの）
- 5 離職証明書等〔写し〕又は雇用保険受給者証
〔第 1 面、第 3 面、第 4 面の写し〕
（扶養義務者が他にいる場合）
- 6 扶養協議書（給付様式第 2-7 号）

事例 2 組合員の実母（同居）65 歳で年金額 150 万円の場合

- 1 被扶養者申告書【認定用】（給付様式第 2-1-1 号）
- 2 扶養理由申立書（給付様式第 2-4 号）
- 3 組合員との続柄を明らかにする書類（世帯全員の住民票記載事項証明書等）
- 4 市区町村長発行の課税・非課税証明書
（給与収入及び公的年金収入等が記載されているもの）
- 5 年金額改定通知書等又は振込通知書〔写し〕
（扶養義務者が他にいる場合）
- 6 扶養協議書（給付様式第 2-7 号）

4 継続認定者の提出書類

(1) 一般認定であった者が特別認定の対象者となった場合

事例

- ① 年金額改定等で所得超過により扶養手当の支給は終了となったが、特別認定の基準に係る所得限度を超えないとき（年額 180 万円未満）
 - ② 臨時的任用職員から会計年度任用職員になった組合員の被扶養者の扶養手当の支給は終了したが、引き続き扶養するとき
 - ③※ 定年退職して再任用職員または会計年度任用職員となった組合員の被扶養者として引き続き扶養するとき
 - ④※ 組合員の子が 22 歳になり扶養手当の支給が終了した後（満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を経過）も、引き続き扶養するとき
- ※ ③、④は、特別認定の対象者となった時点ではなく、毎年実施する検認事務（認定要件確認）で書類を確認します。

提出書類

- ① 被扶養者申告書【認定用】（給付様式第 2-1-1 号）
給与事務担当者の扶養手当支給証明印が必要です。
（但し、県立学校は、学校事務センターで証明印を受け、県機関（県立学校を除く）は、「扶養親族届」を添付してください。）
- ② 添付書類（提出書類一覧【継続認定用】 参照）

(2) 特別認定であった者が一般認定の対象者となった場合

事例

- ① 60 歳未満の父母が 60 歳となり扶養手当の支給が開始されたとき
- ② フルタイム再任用職員から臨時的任用職員になった組合員の被扶養者の扶養手当の支給が開始されたとき

提出書類

- ① 被扶養者申告書【認定用】（給付様式第 2-1-1 号）
給与事務担当者の扶養手当支給証明印が必要です。
- ② 添付書類（提出書類一覧【継続認定用】 参照）

5 被扶養者の認定取消について

被扶養者の認定を受けている者がその認定要件を欠いたときは、速やかに認定取消しの届出をしてください。

取消し事由の生じた日以後誤って給付を受けたときは、給付金の返還が必要になります。

(1) 認定取消しの事由

- ① 就職等で他の健康保険の被保険者となったとき
- ② 所得限度額を恒常的に超過したとき
- ③ 組合員以外の者が主たる扶養者になったとき
- ④ 同居が要件とされている被扶養者が別居したとき
- ⑤ 65 歳以上 75 歳未満の被扶養者が後期高齢者医療広域連合から障害認定を受け、後期高齢者医療の被保険者となったとき（75 歳到達により後期高齢者医療の被保険者となったときは、届出の必要はありません。）
- ⑥ 死亡したとき
- ⑦ その他

(注) 一般認定者が、扶養手当の支給要件を欠いたため扶養手当が支給されなくなった場合は原則として認定取消しとなります。

ただし、次の場合は、特別認定者として認定を継続することができます。

- ・ 子等で 22 歳到達後の 4 月から、扶養手当の支給が終了したが特別認定の要件を備えている場合
- ・ 60 歳以上の配偶者等が公的年金を受給することとなったため、扶養手当の支給が終了したが、特別認定の要件を備えている場合（年間の収入額の合計は 180 万円未満、月額 15 万円未満）
- ・ その他、共済組合が適当と認めた場合

(注) 「19 歳以上 23 歳未満」で年額 150 万円未満の収入要件で認定を受けた者が「23 歳」になった場合、収入要件は再び年額 130 万円未満に戻ります。

(2) 提出書類

- ① 組合員被扶養者証または資格確認書
- ② 被扶養者申告書【取消用】（給付様式第 2-1-2 号）
- ③ 添付書類（提出書類一覧【取消用】参照）

※ 特別認定者の取消は、検認または特別認定日以降取消日までの収入確認書

類が必要です。

- ※ 他の健康保険に加入するために、資格喪失(取消)証明書が必要な場合は、被扶養者申告書【取消用】の「資格喪失証明書の発行」欄の「必要」にチェックを入れてください。

- (注) 1 就職による取消の場合、採用通知書(内示書)など事由発生前に発行された書類は確認書類としては認められません。
- 2 収入超過による取消で、取消日の判断が難しい場合は、月々の総支給額等の金額がわかる明細等を御用意の上、給付グループまでお問い合わせください。
- 3 65歳以上75歳未満の被扶養者のうち後期高齢者医療広域連合の障害認定を受け、後期高齢者医療の被保険者となった方が対象です。